

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 16 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設における支援者のための地域移行等の
意向確認マニュアルについて

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害者支援施設において、すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを運営基準に規定するとともに、地域移行等意向確認担当者の選任や、地域移行等意向確認等に関する指針の作成を規定し、令和 8 年度から義務化することとしています。

今般、障害者支援施設における地域移行等の意向確認の取組により実効性を持たせるため、令和 6 年度障害者総合福祉推進事業において、別紙のとおり「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」を作成しました。各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、内容について御了知の上、障害者支援施設における地域移行等の意向確認がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本マニュアルの普及に努めていただくようお願いします。